

大分市自治基本条例検討委員会 第2回市民部会 議事録

日 時 平成21年11月26日(木) 14:00～15:45

場 所 大分市役所議会棟 1階 第1委員会室

出席者

【委員】

野尻 哲雄、衛本 敏廣、長野 幸子、宮邊 和弘、後藤 成晶の各委員(計5名)

【事務局】

企画課主幹 渡邊 信司、同専門員 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、
同主査 足立 和之、同主任 阿部 美剛 (計5名)

【プロジェクトチーム】

(企画課主幹渡邊信司)

【傍聴者】

1名有

次 第

1. 開会
2. 議 事
 - (1)市民の権利について 他
 - (2)その他

<第2回 市民部会>

事務局	それでは、自治基本条例検討委員会第2回市民部会を開催いたします。 早速ですが、討議に入ってまいりたいと思いますので、部会長さんよろしく お願いいたします。
部会長	では、よろしく申し上げます。 今日は、市民の権利についてということでございますので、フリートーク キングでよろしいかと思います。 他の都市の市民の権利の部分を資料としていただいております。これに捉 われることなくご発言がありましたら、よろしく申し上げます。 前回は、市民の定義ということで、大まかに話しをさせていただきました。 「市内に住所を有する者」「市内で働く者」「市内で学ぶ者」ということで、

	<p>この3つで規定すれば大分市内に所在する人たち全てを包含できるのではないかと。事業者や団体というものを（敢えて）市民に定義する必要はなく、それぞれの責務ということで、事業者・団体を定義付けていけばよいのではないかとこの思いがありますので、一応、この3つで括らせてもらえたらいいかなと考えております。</p> <p>その中で市民と定義付けられた市民の権利ということで、どうするかという話をいただければと思います。</p> <p>（自治基本条例の中に）市民の権利とは言うけど、市民の義務の部分は言わないのか。</p>
事務局	あります。大体は権利がきて、次に責務ということになっております。
委員	権利と責務を一緒にしてもいいですよ。
事務局	そうですね。個人的には分けたほうが分かりやすいかなと思いますけど、一緒にすることも可能だと思います。
副部会長	事務局案の中に、市政運営にかかわる情報を得る権利、市民参画をする権利、協働をする権利ということを書かれていて、これをたどったら市報で情報公開など事業項目のところに入れていただいています。我々としたら市民の権利をやさしく定義付けできるのかな、ということにしていくための作業をしなければならない。（事務局の資料は）総まとめのようなことを書いていただいているような気がしますが、実際の文面にしたときにどういう形の文面で（あれば）市民が納得してくれるかということだと思っております。
部会長	<p>議会とか行政で言うならば、説明責任、情報公開、公平公正という部分で、今後の行政や議会にしても市民に対して対応していかなければならないということから、逆にみたときには、市民には知る権利、説明を求める権利、公平公正を求める権利というか、そういうことになってくるわけだから...</p> <p>行政サービスというところからしたときに、市民の権利という部分がはっきり出てくるのかな。</p> <p>義務になったら、市政に参加するとか、市民協働に参画するというか、納税の義務とかあるので...</p>
委員	<p>この中に含まれるのか分かりませんが、行政サービスを受ける権利というのもプラスされるのかなとも感じたりしますね。</p> <p>分かりやすくそういうこともプラスされてもいいのかなと思います。</p>
部会長	そうですね。行政サービスを受ける権利というのは、市民として当然のことですね。
委員	権利という言葉だけでいくと、大きく分けて3つという形になってしまっ、いろんな資料を見ても市民の権利と義務は対になっていますね。

事務局	<p>部会長よろしいでしょうか。</p> <p>今の委員さんの発言に関連することですが、第1回の部会でお配りした他都市の例の上越市の権利の部分ですが、知る権利、参画する権利、協働する権利とあって、今、委員が言われたのは、その次に、「市が提供するサービスを楽しむことができる」ということもこの中で謳っているところです。</p> <p>それと対応したところで、部会長が言われた責務という部分では、「市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。」と、ここで納税とかいう部分を含んだ言い方だと思うのですが、そういうふうな書き方をしているケースもあります。</p> <p>参考に発言させていただきました。</p>
委員	<p>実際、今、市が行っている市政モニターとか、こういったものは市をすごく身近に感じられるものなのですね。私も2年間させていただきましたが。これによって、市に対する考え方、捉え方というのが変わってきました。それで、参画するという気持ちが強くなりました。当時のわかば園の子どもたちと触れ合って、子どもたちの気持ちを聞くためにはどうしたらいいかということで、掃除をしながら子どもたちの話を聞くなどの取り組みをしました。</p> <p>こういうモニターというのは、本当に市政を知っていただく意味でよかったなと思いますね。どんどん推進していったらいいと思います。</p> <p>友達も今度するようになったみたいですが、一人ひとりでも地道に市役所はどういうところだということと、自分たちの意見はこういうふうに反映されるのだということを知っていただくことがとても大事だと思います。</p>
委員	<p>あと個人情報保護法があるじゃないですか、市の中には個人情報がたくさんあるんですよ。知られたくないような情報が役所の中には蓄積されている。これを（市は）勝手に使ってはいけないということがあると思うのですよ。例えば、役所なり第三者の市民なりが勝手に使ったときに、それを差し止めるような、それは私の個人情報ですから勝手に使ってはいけませんよというような、それも一つの権利になるのではないかなという気がします。</p> <p>中身を見てみて、そういった部分はなかなか書かれていないですよ。</p>
部会長	<p>そのところで、一番危惧するのは、そういう権利を行使したときに自治体の部分を壊していく一つの流れの引き金になる可能性がある。</p> <p>ある地域の自治会なんですけど、団地が新しくできて、そこに入ってきた人が前の自治会でいろんな行事が煩わしいから、そこを出てこの団地に入ってきた。そこで、今度自治会をつくる話が出たときに、自治会をつくってもいいが強制力がないようにしてほしいとか、校区の自治会に参加しないようにしたいとか、言いたいことを言って、自治会のしがらみから開放されたいということで自分はこの団地に入ってきたのだから、そういうのには関わりたくない。今は自治会の会費も納めたくない。という世帯が増えてきているので、そういう自治体を構成している責務の部分を持っていいが、持ってない中で、個人情報保護法とかありますが、行政に対して自分の個人情報</p>

委員	<p>を使わせたくない権利というのを謳うと、行政にとって非常に足枷になる危険性があるという感じを持っています。</p> <p>それは両方あると思うんですね。両方危険性がある。だけど、こういうもの（自治基本条例）をつくる時は、それなりに議論が必要ではないかなと私は思ったんですね。</p> <p>役所が使えないと困ることもあるでしょうけども、個人からみたら一方的に何でも使ってもらっては困るという部分もあるうかと思うんですね。</p> <p>その辺の難しさがあると思いますね。</p>
副部会長	<p>大体文面の中でね、私たちも（文章を）つくるときは、これ（個人情報）はこの事業に対しての情報で、他には使用しませんという文を常に入れますよね。そうしないと、PTAなどでは子どもたちの関係でいろんなことをする際に、名前は分かっているけど住所は分からない電話番号も分からないということでは、連絡をどうしていくのかということになっている。これで本当にいいのかということを進めていかないと、この市民の権利・責務という話が成り立たないと思うんですよ。</p> <p>例えば、私は鍵一つでマンションに住んでいて、みんなには迷惑をかけないからと言われるが、それじゃあ、地域の民生委員はどうするかとか、そこに一人暮らしのお年寄りがいれば、やっぱりその人を訪ねて行って何かしないといけない。事が起こったときに、社会的にはこの地域は民生委員さんとか社会福祉協議会が何もしていなかったのかというようなことになってくる恐れがあるので、この辺がそういう人たちの心の持ち方を変えるだけのものを提供していかないと、地域が崩落したりまとまりがなくなる。</p> <p>そういう人が町内会は関係ないんだということになってきたら、地域の者はその人に一切手をつけられないということになって、それが今度つくる自治基本条例の中で本当にいいのか、という議論もしていかななくてはならない。</p>
部会長	<p>市長が所信表明の中で、向こう三軒両隣を復活させていきたいと、それでみんなで助ける支えあう自治体というか、そういう話をしたときに、今一番必要なことだと。向こう三軒両隣の時代をもう一回、回復していくということは非常にいいことだと。</p> <p>共同体（自治会）というのは、権利と義務の部分に非常に関わるわけで、そこで、その中に入って共同体（自治会）をつくらうとするときには、その人たちに何割かの権利もあれば、何割かの義務もあるし、葬式とか生まれごととか、草刈とか区役とかいろんな義務が出てくる。</p> <p>権利は自治会の中ではあまり見えないけど、それはやはり仕方がない部分だと思うし、大分市として向こう三軒両隣というコミュニティをつくってこういう部分が目標としてあるとしたときに、行政に対して個人情報の部分で切り込んだときには、行政というのは動きづらいことがある。市民の権利ということで謳いこむと厳しいのではないかなと思いますね。</p>
委員	<p>大分市は個人情報保護条例はあったんですかね。</p>

事務局	あります。
委員	あるんですよね。そこで謳っているのが、基本的にはこれ（基本条例の条文）に絡んでくるのですか。
事務局	<p>個人情報の保護の観点、この部会に割り当ててないのですが、行政が行う事務等に関する項目のところ、個人情報保護という項目が出ております。</p> <p>そのなかで、大分市も条例が既にある、その上で自治基本条例にその部分をどういうふうに謳うのか、又は謳わないのかという議論を、市政運営部会のほうで議論をしていただくようにしています。</p> <p>ですから、委員が言われたように個人情報の保護というのは市民の権利の部分に必要ではないか、この部会でなれば、何らかのニュアンスを盛り込むということは可能だと思いますが、自治基本条例の一般的には別のところで章立てはちゃんとされているというところ、</p> <p>他都市の例でも個人情報の保護という項目はあります。</p>
部会長	<p>それぞれの部会でこの部分が必要ではないかということがあれば、検討している部会に入っていけるわな。</p> <p>他の部会でこういう話が出ていますから、ここでこういうことを入れてくださいとか。</p>
事務局	当然ここで出た意見を他の部会にお伝えすることは可能です。
部会長	最終的には、みんなですり合わせて議論するんだからな。
委員	<p>考えなければいけない状況というのは確かなんだけど、ここの市民の権利で大上段的に謳ってしまうと、それが逆に足枷になってしまう可能性があるのではないかという気がするので...</p> <p>（個人情報）が）守られているという状況も今もあると思うんですよ。</p>
部会長	それともう一つは、自治基本条例というのは他の条例がいっぱいある中で、これらの条例の上に位置するわけでしょ。
事務局	位置付けはそうなります。
部会長	位置付けは。いわゆる自治体の憲法ということで考えているという、全国的な流れを受けてこの自治基本条例をつくらうというわけだから、一番上にあるということからすると、それぞれできている条例を踏まえておかなければ悪いわけでしょ。
委員	逆にその条例を変えていくことも必要になってくるのではないですか。

部会長	変えていくことにもなるのか。
事務局	そういうこともあります。 例えば自治基本条例で、今ある条例と同じようなことを言うんだけど、視点が違うようなことを謳えば、今度はその下の条例を自治基本条例にあったような形に変えていかなければならなくなります。
部会長	なるほどな。
事務局	逆に、今の条例にあった形の自治基本条例をつくるというパターンもあると思いますが...
部会長	委員、細かく言うとそうなるかもしれないけど...
委員	細かくというよりも、私が言っているのは、ここに謳う謳わないと別にですね、一市民としての権利の一つではないかなということを皆さんにお話をしたかったですね。権利というものがどういうものがあるかと考えたときに、この言葉では表現できていない部分のところを申し上げているのであって、必ずしもこのことが条例の中に入るということではないです。私一人で考えたときの権利の一つではないかなということです。 向こう三軒両隣という形でコミュニティを盛んにするということは非常に大切なことでありますし、私も賛成なんですけどね、そのことと自分の情報を保護してくださいよということは別問題だというふうに考えています。
部会長	行政に対して要求する権利はあるよという...
委員	そうですね。なんでも勝手に持ち出されたら、個人は何をもとにそれは私の権利だと言えればいいのかというところなんですよ。 だから必ずしも役所を信じていつ如何なるときでも持ち出さないということはありませんと思うんですね。何かの時には持ち出すようなことが発生する、そのときにはちゃんと個人に断ってという、個人としては絶対にオープンにしたいくない部分の個人情報があるのではないかなと。
委員	それは何かに表されてなかったですかね。
部会長	生活保護を受けている人の情報は、非常に民生委員とかにも流れなくなってきた。 だから、非常に動きづらくなっているという部分もあるんですよ。 転入転出も自治会には情報として流さなくなった。自治委員が(調べに)行ってうちには誰々が来た。周りの住民から誰か越してきたみたいだという情報をもとに自治委員が支所に行って閲覧するしかない。そういうのは非常に個人情報の部分で行政として保護している。 だから先程のPTAとか学校とかでいるんな支障をきたしている。

委員	<p>国の指針で整備されているほかに、もし足りない部分があればそこを整備するということになるんでしょね。</p>
委員	<p>すごい弊害だと思いますよ。例えばPTAの連絡網とか、これがあることで子どもがいじめを受けて、お母さんと連絡を取ってとかということがほとんどできないわけですよ。</p> <p>私たちのときは、連絡網があって、あのお母さんに連絡を取って子どもたちが仲良くしているから、ちょっとお会いしたいとかあったが、そういうのができない。それによって今まではコミュニティ形成ができたわけですが学校においても。</p> <p>事例を言いますと、東京にいたときに子どもが保育園に入るまではお友達がいないわけですよ。それで、すごく寂しい思いをしました。それで保育園に入って自分たちで資金を集めようということで、ボランティアで日曜日ごとに新聞の回収をしたり、お餅つきをしてバザーをしたりいろんなことをして、資金を集めて保育園に供与したわけですね。そういう仲間がお友達としてずっと今も続いているわけです。</p> <p>コミュニティ形成においてはそういうことはとっても大事なことなんですよ。保護は分かるんですが、一人暮らしの人を個人情報だからといって出さなかったら孤独死につながったりすると思うんです。これから特にそういったことが多くなると思います。そういう意味では私は役所においては、足枷にならないような程度のものにしていただかないと私は困ると思います。</p>
委員	<p>それはですね、両方あると思うんですよ。</p> <p>情報を必要に応じて出す、出さないと困るケースと出しては困るケースと、今おっしゃられた一人暮らしの老人の問題とかしたときに、出さないと困るケースと出しては困るケースと両方考えられると思うんですよ。</p>
委員	<p>困るケースってどういうときですか。</p>
委員	<p>例えばですね、押し売りにいくような人に...</p>
委員	<p>そういうのはないですよ、役所だから。</p>
委員	<p>いやそれが役所に求めたときに、オープンされるということがあったとしたらですよ、そういうことも両方考えないといけないのではないかということなんですよ。</p> <p>ただ、こういうケースだけ、こういうケースだけということではなくて、我々も想定できないようなケースもあるんじゃないですかということがあると思うんですね。</p>
副部長	<p>委員の言っていることはわかるんですよ。要するに行政に集まった情報はちゃんと保管してくださいよと、勝手に行政のほうから流すようなことをし</p>

	<p>てくれては困るという議論だと思うんです。</p> <p>我々は、反対のほうから見た法・条例のですね、いいことと悪いことが見えるわけですね。</p> <p>それをやってしまうと何も手をつけられなくなってしまう。隣近所の人がどういう人かも分からなくなってくる。PTAの役員はどこに住んでいるのか電話も分からない人たちが役員になっていて、我々地域社会はみんなで見守りながら連係をとろうとしている世の中ですよ。今からしようとしていることは。その辺の中でどうしたものかということで、ここまでは本当は出すべきだというものと、これは出さないというべきものの判断をつめていかないと、全部が個人情報保護条例ということになると、恐らく社会はそういう人に見向きもできなくなるというのが実態だと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>基本条例自体は基本的にはその所を育てていきたいと思いますという方向の条例だと思うんですよ。だから、そこを前提として考えていかなければというのがあると思うんですね。</p> <p>私は消防団をしているのですが、一人暮らしのお年寄りのところに行きますと、本当に一人なんですよ。一応みなし公務員ですから、いろんな職種の人がありますが、そういう消防団の人たちに個人情報が行くんですよ。この家庭は一人暮らしですから見に行ってくださいと。それが逆に悪用される可能性はないことはないんですね。そういう意味合いでの部分はあると思います確かに。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょうど今、消防団の話が出たから、私も話したいことがあるんですけど、私も消防で一人暮らしのお宅を訪問したんですよ。そしたら、何件か訪問する中で、自分の情報をどこで知ったのかと聞かれたりですね、あるいは公民館にですね、こんな人が来たけど本当に消防団員かと、いう様な事が現実にあったんですよ。</p> <p>だから、我々は議論をするときは両極端なことも考えながら、それをある程度カバーすることも考えながら議論しておかないと、もれることがあるのではないのでしょうかというところなんですね。</p>
<p>副部長</p>	<p>その辺の節度というか境界というのは難しいよね。</p> <p>福岡県の田川だったか直方だったか、一人暮らしの方が自分が元気なときは黄色い旗を出すんですね。軒先に。そして出てないときは寝込んでいるのではないだろうかとか、近所の人がかけてくれるわけです。そうしたらその人は嬉しいというわけですよ。私は一人で居るけどこんなに人が声をかけてくれると感じる人もいるし、(一方では)今言っているように、空き巣がくるのではないかと、押し売りがくるのではないかと話になってくる。とり方次第だから、この自治基本条例に少しその辺を精査するだけのものを今から出していかないと、地域社会のコミュニティが壊れますよということも、ある程度謳っていかないとこの話は進まないと思う。</p> <p>だから、民生委員やいろんな方も一生懸命になってるなかで、今消防団がそういうところに足を運んでくれてしてくれている部分があるが、それは心</p>

	<p>の持ち方でその辺を我々がどういう形で、ここら辺までは社会と一緒に行動をするのであれば、ここはお願いしますというような一項が入るような条例をつくらないと、何のための条例かわからなくなる。あやふやの中でいったら同じことを繰り返すから、だけど、行政からは堂々とは言いませんと、しかしながら訪ねていいことしようとしたときに、その人の立場がどういう立場にあるのか、この人は責任が持てる者であるのかを確認できれば、少しは情報をくれないと、恐らく今からの社会はもっといろんなことが起きてきますね。</p>
委員	<p>そこも大切なんですよね。確かにそういう人たちに情報提供なり何なりのことをするためには、大変必要なことだと私も思います。うちのNPOでも障がいのある人たちに対しての社会参加の場をお知らせする手段がないということで、困ったことがありますから。</p> <p>だけど、我々が権利ということ、議論するためにわざわざこの時間をいただいているわけですよ。市長から直接この時間をいただいているわけですからね。その中には、やはりいろんなことを議論として、意見として出しておかないと、狭い範囲だけで出してこれを決めましたということでは、市民の方に申し訳ないと思うんですね。いろんな人が居るので、いろんなケースがあって当然なんですよ。そのこの所を十分出す必要があると私はあるのではないかなと思うんです。</p>
部会長	<p>今、委員が言った、この条例をつくる部分で、市民協働というかコミュニティを形成していく話しをしましたよね。今条例をつくる上で一番重要だなと感じたんですが。</p>
委員	<p>自助・共助・公助という話の中で、最初は自分で頑張りましょうよというのがあって当然だと思うんですが、ただ、それがどうしてもだめなときはやはり周りの人の力を借りなければならない。それでもだめなときには、行政が何とかしましょう、そういう段階に今きているんですね。だからこそ、地域コミュニティが大事だという話になっているので、そこを自治基本条例をつくるにあたっては大前提にする必要があるのではないかな。</p>
委員	<p>是非やさしいまちにしたいですよ。それにはコミュニティがとっても大切ですよね。</p>
部会長	<p>自助・共助・公助は、これは一番先に謳っておかないと悪いですね。</p> <p>今は何でも行政にすがっている流れがあるから。財政は逼迫しているのに。だから、自治基本条例の一番は、自助・共助・公助を謳っていく中で、市民の権利、市民の義務という部分が出てこないといけないのではないかな。その部分が、地域コミュニティをつくる上での基本になるのではないかな。</p>
委員	<p>もう一点ですね、具体的に小さいことかもしれませんが、私が消防活動をしていたころに、猫の被害を訴えられていたんですね。自治会に言っても何</p>

	<p>もしてくれない、消防で何とかしてくれないかという話があって、そういう生活環境を汚染する阻害要因になるようなことというのは良くないと思うんですね。</p> <p>快適な環境で安全安心に暮らせる権利というのも、一つ大事な権利ではないかなという気がするんですね。そこに猫がつながるんですけど...</p> <p>例えば猫を何十匹と飼っていて、その飼い主は何の面倒も見ないらしいんですね。その中で、猫がどんどん増えているんですよ現実には。そして近所に糞をしたり、喧嘩をしたりとかで相当迷惑をしている。だけどそこに対しては何の強制力もないんですね。どこに相談しても。というようなことがあったんですよ。だから、そういうことも含めて、快適環境という環境面も一つ、どういう言葉で表せばいいのか分かりませんが、安全安心に快適に暮らせる権利というのも必要ではないかなという気もしたんですね。</p> <p>そういったことで困っている人が結構いるんですよ。この部分に関しての何か欲しいなという気がしていますね。</p>
部会長	<p>市政運営に関する権利とか情報公開・知る権利とかいっても、一番基本は安心安全に快適に地域で生活できるというのが一番だからね。</p>
副部会長	<p>情報を提供したり色々する中で、快適に暮らしてください。しかしながら暮らすためには皆さんと一緒に手をつないで、世の中をつくって行きましょうということが基本ですからね。</p>
委員	<p>家を買って、買ったばかりなのに隣にそういう人が居たときがあると思うんですね。ある程度常識を外れたようなケースのときは、何らかのものが規制されれば、少しは（良くなるのでは）...</p> <p>これは、私が消防のときにあったことで、このケースではただお願いに行っただけしかできなかった。その家においてお願いに行っただけと同時に自治会にもお願いに行っただけですが、自治会もただ回覧を回すぐらいしかできない。ということだったので、そういったことも大切かなと。</p>
委員	<p>今の議論は、目的とか前文とか大まかなところにたぶん入るんでしょうけど、これは理念部会かどこかで議論するのですか。</p>
事務局	<p>難しい問題ですね。</p>
部会長	<p>それは、権利で謳えるよ。市民の権利で。市民は安心安全快適に暮らす権利があると、これは子どもでも分かる部分だから。市民の権利のところ、第1項にドンと謳って、そして、個別項目として何の権利、何の権利...というような書き方でもできるわけだから。</p> <p>基本的なものは、市民生活で安心安全快適という部分で暮らす権利があると、次の責務のところ、それぞれそういう生活をするためにこういう義務を負うとか、自助・共助・公助という部分を謳いこめばいいのではないかな。</p> <p>地域コミュニティをつくっていく責任は市民にもあるという...</p>

	<p>大上段に振りかぶって、市政運営に関する情報を知る権利、市民参画をする権利、協働をする権利といっても何のことか分からない。</p> <p>それよりも、具体的な言葉で、小学生が読んでも分かるような文章といったときには、そういうことになっていくのではないかな。</p>
委員	それが基本ですよ。安全安心ということが。
部会長	<p>それとやはり、向こう三軒両隣のみinnで支えあうまちをつくる義務を負うとか。</p> <p>地方自治法に書いているようなことをまた書いても仕方がないな。</p> <p>市民の代表を選ぶ権利とか、こういうのは当たり前のことだから。</p> <p>法律で保障されていることをまた自治基本条例で謳う必要はないと思うな。</p> <p>分かりやすく簡単に書くということになれば...</p>
委員	自治は自治として掲げておくということは大事なかなと思いますが。安全安心快適に暮らす権利というのはいいですよね。
副部会長	それが一番大きな柱ですね。それに対して個々に出てくるようなことが情報でいただきたいんだということになってくるんですね。
委員	必要ですよ。こういう情報は、お世話をする人にとっては、そういった情報が絶対要りますよね。
副部会長	そこにあるように市政モニター制度をとおして、行政がどういう仕事をしているのかという情報公開もあるし、市報は市の考え方とか催し物とかを市民に提供するということだから。
部会長	<p>安心安全快適に暮らす権利を有するといえば、全部包含するよな。</p> <p>それで全部個別に謳いたいということであれば、知る権利、市民参画をする権利（などを入れて）協働はどうかかな。</p>
事務局	恐らくここの協働というのは、この都市の色なんだろうなと思うんです。他の都市ではあまり協働する権利とは使っていないようですから。
委員	NPOでよく協働という言葉が出るのですが...協働は大事なことです。市民ができること、役所ができること、それをあわせて一つの課題に向かっていくということとはとっても大事だと私は思います。
委員	今までも協働というのはあってはいたんですけど、最近になって協働という言葉で特別表現されているんですけどね。市民とか企業とかいろんな協働があっけてきている。

部会長	<p>協働のまちづくりというのは皆してきている。それを政府のお金がなくなってきたので、市民協働という言葉掲げている。</p> <p>これまでは、行政が各業界を育成して、業界に頑張らせてその業界の力を行政は利用してきた部分があるわけだから。</p>
委員	<p>でも、産官学というのは絶対大事ですよ。それぞれが担う役割があるではないですか。だから産官学で協働していくということは大切なことで、大きな力になると思うんですけどね。</p>
部会長	<p>では、市民の権利というところで、最初に謳う文句としては意見（安心安全快適に暮らす権利）を一番前に謳いながら、具体的にどういう権利を有すると、「市政運営に関する情報を知る権利」「市民参画をする権利」「協働をする権利」、協働をする権利は謳う必要はないと思うが、市が提供するサービスを楽しむことができるということも当然といえば当然だが、当然のことも書くとなれば書いてもいいと思いますけど。</p> <p>市民の責務という部分も今日議論するのかな。</p>
事務局	<p>進行はお任せいたします。</p>
部会長	<p>市民の責務と云ったら、一番最初に謳う「安心安全快適に暮らす権利を有する」ということは安心安全快適に暮らすために市民も頑張らないといけないう部分になってくるわけだから。それは、自助・共助・公助という流れがあるわけだから。福祉の問題にしても自助・共助・公助ということも謳われてきているし、税金に対しても納税の義務というのは当然のこととして含んでくるのだから。</p> <p>市民の責務では、札幌と上越市の部分が非常に良く謳っているなと思っていますが。</p>
事務局	<p>たまたま抜粋したのがこの4市町ですので、これが全てではないですが、大体こういった内容をどこも書いていますが。</p>
委員	<p>以前配られた資料に6市の状況が載ったものをいただいていますよね。</p>
事務局	<p>第1回の検討委員会でお配りしたものです。</p>
委員	<p>これは結構参考になりますけどね。</p> <p>先程委員さんが言われていた、自治会にも参加したくないとか自治会費も払いたくないとか言う人がいるって言うじゃないですか。それは、自治区にいる以上は応分に負担をして、皆さんで支えあう、そしてコミュニティ形成をしていくと、そうすると安全安心で快適な生活が守られるということにつながるわけですよ。だから、その責務のところに関してはですね、そういったことに参画して治める責務がありますよね。権利を主張するには義務を果たさないとですね。</p>

部会長	義務とは言わないみたいですね。責務といているようですね。義務というやはり抵抗感があるみたいですね。
委員	責務とか役割といていますね。納税のところは義務となっていますけどね。
副部会長	それは国民の三大義務ですからね。
部会長	納税の義務はきちんと謳っておかないと、最近それすらも果たさない人がいる。応分の負担を負わなければならないというのは謳っておかないと悪いですね。
委員	それはもう当然のことですよ。 ただ、個別にその人が置かれている状態があるでしょうから...
部会長	それらに対しては、行政がきちんと手を差し伸べていく必要はある。
副部会長	大きい部分ではこれが基本ですよということなんですね。その時々にいるんな人がいたときには行政は何らかの援助をしますよとなっているので、条例になると全員が見たときには実際にはそういうことなんだというものが見えてこないと...
部会長	私はさっき自治会のことを言ったけど、自治会とか共同体を担う責務を負うと、協働のまちづくりに参画する責務を負おうという形で行きたいなと思いますね。協働のまちづくりという部分は大分市の6本柱に入っているわけだし、それは自治会を構成する上での基本的な部分になってくるから、他都市でいう権利の部分に協働する権利ではなくて、私は責務のところ、協働のまちづくりを担う責務という形で一項目入れたいなと思います。
委員	お互いの尊重があつての積極的なまちづくりみたいなことも入れられれば。
部会長	尊重してですね。個人を尊重しながら。
委員	それと、自治の主体は市民ですよ。自治の主体としての自覚というものも持ってもらうといけないところもありますよ。 自覚が足りないので、無責任なことが起きたりという事につながるのかなと。
副部会長	その辺は、私も前回言ったのだけども、一般の方が暮らしている中で、今の流れとすれば役所は自治委員さんを通して全部説明をしているわけで、その中で自治委員さんがどういうお考えを持って、自分たちの住民をよりよい

	<p>生活にしてあげようとか、いろんな考えを持つ人が出てこない限りは、その地域は格差が広がって、活発な地域と何もしない地域ができてくる。</p>
部会長	<p>自治委員さんにすべての権力を与えたみたいな行政の対応も問題としてあると、痛切に感じています。</p> <p>全て自治委員を通してくださいという行政のやり方は如何なものかという思いはある。</p>
委員	<p>今、市民に自分が主体という自覚がないと思うんですね。本当に自分たちが中心となって大分市を動かすという意識がなければ...</p>
部会長	<p>市民が自覚を持って、自分たちが主役という意識でのまちづくりをしていかないとね。</p>
副部会長	<p>協働という言葉が出てきてね、少しは変わってきたと思う。地域も。そういうことに出たりすることで、楽しみも増えたという人もいる。これからは、議員さんや職員の人たちと市民がいろんな話ができるようになってくると、市民が思っていることも見えてくるし、もっと身近になってくると思う。</p>
部会長	<p>大分市議会は議会基本条例をつくって、市民の中に出て行くということで、市民意見交換会を年1回以上開催する流れができてきたので、その部分については徐々に流れができてきた。</p> <p>市民としての自覚の部分がね、今度は受けるだけの意識からまちづくりに参加する意識というか、無関心にしていける時代は終わったということをお訴えていく必要があるのかな。</p> <p>行政におんぶに抱っこで過ごしていく時代はもうないと。</p>
副部会長	<p>それともう一つ、他の委員会でこんな意見がありました。PTAとか来られない人とかいるのは、なぜ来られないかという分析を、いつも同じ時間帯でするとかしていくと、来られない人はいつまでたっても来られない。来れるような設定を聞いてみるとか、そこまで踏み込んでくると、そういう方たちも、我々に目を向けてくれているんだという意識が出てくると少し違ってくる。</p>
委員	<p>今日の議論から外れるかもしれませんがね。私は一市民として考えたときに、こういうことを公の場で発言するというのは、ここにきて初めてです。</p> <p>これまでは、例えば大分市について何か相談をしたいとか、発言をしたいといつてもどこに行ってもどういふことをすればいいのかということがあったんですね。一つは、議員さんに相談するということがあるかもしれませんが、私個人ではそういったことはまず思いつかないし、例えば議員さんにしても、敷居が高いんですね。そういう意味で、疑問とか質問とかの際にもっと身近にならないといけないと思うんですね。</p> <p>そのためには、議員さんが今している市民意見交換会とかもっと活発にし</p>

	<p>ていただいて、もっと身近に感じる事が大事だなと。</p>
委員	<p>多分（議員）個人的には報告会などちゃんとしていると思うんですね。ただ、議会活動としてそういう動きをしているかという、まだ少ないかもしれませんね。今回も市民意見交換会を13箇所でしたが、1箇所を除いて午後の7時からの開始ということで、先ほど出ましたように時間設定の問題はありますね。皆さん方の意見をしっかりと受け止められるような開催の方法とか、大分市議会として議論しながらこれからもしていかなければと思いますね。</p>
部会長	<p>では、市民の権利、市民の責務ということで話が大体出てきていますので、一回事務局で今日出た意見をまとめていただいて、また次回、成文化できればしていきたいなと思っています。</p> <p>それから、地域活動団体、事業者というのも大分市の中に沢山あるわけで、そういう方々の責務という部分、私はそういう方々の権利というのは謳う必要はないと思いますので、責務の部分で、いわゆるまちづくりに協力してもらおうという意味での責務ということですから、その部分でまとめていければなと思っています。</p> <p>ここらで今日の会議を閉めて良いですかね。</p>
事務局	<p>では、確認ですが、次回は地域活動団体のところはとりあえずよいということですか。</p>
部会長	<p>いや、地域活動団体の責務も決めたいし、それから事業者の責務も決めたい。</p>
事務局	<p>一応その話に入った上で、こちらからも今日の意見をまとめたものをお出ししますので、それを基にまた議論を...</p>
部会長	<p>まとめたものを出してもらって、市民の権利、市民の責務という部分を成文化したいということで、次回ね。</p>
事務局	<p>本日は、素晴らしいご意見をいただいておりますので、まとめて次回お出しできるようにしたいと思います。</p>
委員	<p>コミュニティ形成というのは入っているのですかね。</p>
事務局	<p>地域活動団体のところにコミュニティの形成に関することがありますので、そこで責務を謳っているところは他都市にも多いです。</p>
部会長	<p>では、次回は12月15日でどうでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>

事務局	それでは、12月15日14時から議会棟の第3委員会室ということで。
副部長	今日の話（安心安全快適に暮らす権利）がメインで、後は噛み砕いて権利をやさしく入れれば（よいのではないか）。
委員	要するに市民が暮らすのにどうなのかという事ですよね。
副部長	そうですよ。結局市民は今何を思っているかという、行政に色々聞きたいのだけれど、そういう権利はないだろうと思っているわけ。だから、行政が何をしていた、困ったことがあるのか、どうしたら助かるのかということを知りたい。そうしたら、市民協働だということが起こってくる。それについて皆でどうしようかと、それが今度は財政につながったり地域興しにつながったりするというのが自治の基本であると。
部長	今、国会で政権が変わったのも、前の政権が国民目線を忘れたからだと思う。国民目線で物事を決めていかなくて、自分たちの感情とか目線でしていたから政権から去るようになった。地方自治体もそう。市民目線という部分から物事を決めていかないと、市民からそっぽを向かれるようになる。 そのうえで、市民の責務のところ、自助・共助・公助という部分を本当に定着させないと大変なことになる。
副部長	そういうことが皆に分かってきたときに、本当に市政が円滑に進むことになる。
委員	課題をどういうふうに解決していくかということですよ。それを市民の権利はどういうことなのか、その課題に対してどういうことなのか、責務はどういうことなのかということだと思います。課題解決をしないと何もならない。
副部長	大分市は、今のところ十分ではないにしろまあまあなところであるので、いろんなことができているが、できないところ（都市）は何もできなくなっている。だから、まち全体を見てこの地域は弱いというところには、皆で手厚いことをしようじゃないかと、そういうことをしていくと大分市は違ってくると思う。
部長	はい、それでは今日はこの辺で終わりたいと思います。ありがとうございました。